



鳥獣被害対策実践事業

1㌔以上の集団農地は、国の交付金を活用してワイヤーメッシュ柵を設置できます。

○申し込み方法

本事業は各地区の被害防止組合単位で実施することが条件です。希望する場合は事業主体の長島町有害鳥獣捕獲対策協議会(事務局・役場農政課)に申し込みください。被害防止組合が存在しない地区は組織を立ち上げる必要があります。

○申込期限

11月11日(金)

○柵の設置

審査で認定後、協議会からワイヤーメッシュ柵の材料が貸与され、被害防止組合が自ら施行・管理します。管理・修繕などに掛かる費用は被害防止組合の負担となります。

貸与期間は14年間で、その後は無償譲渡します。

イノシシ等被害防止事業

電気柵の購入に掛かる費用を町が補助します。購入を希望されるかたは、役場農政課で購入申込書を配布していますので、必要事項を記入の上、役場農政課まで提出してください。

○補助率

購入価格の50%

○申込期限

11月11日(金)



電気柵購入価格
(令和5年度の価格・税込み)

250㌔セット
(約800平方㌔対応)
63,888円⇒**31,944円**

500㌔セット
(約2,500平方㌔対応)
88,231円⇒**44,116円**

大事な農地をイノシシから守ろう

町では、有害鳥獣に指定しているイノシシなどによる被害防止・軽減を目的とした事業を実施しています。

令和5年度の事業を希望されるかたは期限までに申し込みをお願いします。詳細は問い合わせください。

問い合わせ先

役場農政課農政係
☎(86)1136[直通]

電気柵は正しく設置しましょう

電気柵を設置する際は設置基準を満たし、週に1度は点検を行い、安全管理を徹底しましょう。



注意喚起は「見やすい文字」と「位置」で掲示

問い合わせ先

役場農政課農政係
☎(86)1136[直通]

○設置基準

電気柵は電気事業法で設置方法が定められており、満たすべき主な基準は次のとおりです。必ず基準を守って設置しましょう。

- ① 危険である旨の掲示
- ② 電気柵用電源装置を使用
- ③ 漏電遮断機を設置
- ④ 開閉器(スイッチ)を設置

○安全管理

平成27年に静岡県で電気柵による感電死亡事故が起きています。事故を防ぐために安全管理を徹底し、次のことを守りましょう。

- ・不法改造をしない
- ・民家付近に設置しない
- ・子どもを近付かせない
- ・公道沿いに設置しない

○効果的な設置のポイント

- ・動物の口や鼻などに触れる高さに電柵線を設置(イノシシの場合は地面から約20㌔の高さ)
- ・アースは地面に深く垂直に埋設し、1㌔間隔で設置
- ・上下結線は50㌔間隔で接続
- ・電柵線は草木に触れないように設置
- ・定期的に周辺を除草
- ・使用しない時期は電気柵を撤去

電気柵の設置例(イノシシ対策の場合)

